

1 庄内アウト旅行商品・販売推進助成金

区分	目的地要件	庄内空港利用	助成額【1名あたり】
庄内アウト旅行商品	羽田空港・成田空港のみ利用	往復利用	1,000円
	羽田空港・成田空港の乗継利用		3,000円

- ※ 1催行あたり催行人員数が**2名以上**を助成対象とする。
- ※ 羽田空港往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行を助成対象とする。
- ※ 成田空港往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を助成対象とする。
- ※ 羽田空港・成田空港の各片道の往復利用の場合、募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を助成対象とする。

2 広報推進助成金

助成額【1商品あたり】	助成要件
広報に関する経費の合計額（消費税込）または10万のいずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> ・募集した結果、催行が成立しなかった場合も対象とする。 ・他の旅行商品と一緒にチラシ等を作成する場合の経費は、印刷面積等の割合により按分する。

- ※ 助成を受けようとする広報媒体に「協賛：庄内空港利用振興協議会」と表示すること。

■ 助成金交付申請の流れ ※Go To Travel キャンペーンの活用も検討ください

「旅行商品造成届」のご提出【様式第1号】（旅行会社⇒協議会）

- 旅行商品の造成が決まりましたら、事前に電話、メール等で協議会にご相談ください。
- 旅行商品を造成されましたら、『旅行商品造成届』を協議会にご提出ください。
(造成届の際に、広報推進助成金交付申請の予定の有無についてもお知らせください。)

「旅行商品造成認定書」のお受け取り（協議会⇒旅行会社）

広報の実施（チラシ・新聞広告等）

「協賛：庄内空港利用振興協議会」と表示してください。

旅行商品の催行

「広報推進助成金交付申請書」のご提出

- 【様式第3号】（旅行会社⇒協議会）
- 広報実施後、速やかに『交付申請書』を協議会にご提出ください。

「販売推進助成金交付申請書」のご提出

- 【様式第2-1・2号】（旅行会社⇒協議会）
- 旅行催行後、速やかに『交付申請書』を協議会にご提出ください。

「助成金」のお受け取り（指定口座への振込）

「助成金」のお受け取り（指定口座への振込）

庄内空港利用振興協議会（事務局：庄内総合支庁総務課連携支援室）

【窓口】庄内総合支庁総務課連携支援室 [担当：田村]

住所／〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

TEL／0235-66-5442 FAX／0235-66-2835 E-mail／tamurana@pref.yamagata.jp